新日本スポーツ連盟
東京卓球リーグ規定

2015 年 1 月改定
※下線の引いてある第7条8を追加しました。

第 1 条≪名　称≫

新日本スポーツ連盟東京卓球リーグと称する。(略称：東京卓球リーグ)

第 2 条≪目　的≫

1、本リーグは、加盟クラブとクラブ員が目標を明確にしたスポーツ活動を通じて、競技力を客観的にとらえることによりいっそうの競技力向上を図ることをめざす。

2、クラブ員が恒常的なつながりを持ってスポーツの発展に寄与することができる地域に根ざしたクラブの育成に努める。

3、競技においても、社会的な活動においても、スポーツが文化として成り立つために不可欠なフェアプレイ精神を培う。

4、加盟クラブの親睦と交流を深め、東京の卓球界と新日本スポーツ連盟東京卓球協議会の発展を全体でになう組織となることをめざす。

第 3 条≪リーグ期間≫

前期（４月から９月）と後期（10 月から３月）の年間２回の開催とする。

第 4 条≪チーム編成≫

1、同一クラブの構成員で、４人以上とする。

2、同一クラブの構成員でも、男女混成チームは不可とする。

3、同一クラブで、複数のチーム登録をすることができる。

第 5 条≪試合形式≫

1、１マッチ２複３単制とする。

2、３点先取を勝ちとする。

3、１チームの出場選手数は４人以上７人までとする。

4、試合順序は①ダブルス、②シングルス、③シングルス、④シングルス、⑤ダブルスとし、１番のダブルスに出場した選手は２、３番のシングルスには出場できない。また、ダブルスにも２度出場できない。

5、１ブロックのチーム数は４～５チームを基本とする。

第 6 条≪ランク区分≫

レベル別に１部、２部、３部、４部、５部、６部 、７部、８部… と順次部を増やしていく。

第 7 条≪参加資格と登録の変更≫

1、前期･後期とも、指定された期間までに新日本スポーツ連盟東京卓球協議会に加盟し（都外のチームは東京卓球リーグの登録を行い)､本リーグにチーム登録している選手で編成されているチームの参加を認める。

2、前期登録と後期登録に定められた時期以外の途中追加登録は認められない。また、前期登録者の後期登録時の他のクラブのチームへの移籍は認められない｡チーム登録者が脱会して個人登録する、また個人登録者が後期にクラブ・チームに編入することはできるが、クラブ・チームをやめた者は

後期において新たにクラブ・チーム登録をすることはできない。

3、後期登録時において認められる登録は、新規クラブと個人、前期より登録しているチームへの追加登録、また追加メンバーで構成された新規チームとチームを脱会した者の個人登録である。

4、前期に８名以上で登録しているチームが、前期不出場の４人でＢチームとして新規チーム登録することができる。また、６名で登録しているチームが前期不出場の２名と新たに２名（またはそれ以上）を追加してＢチームを登録することができる。

5、新規登録するチームは最下部に所属する。

6、前年度に複数チーム登録していて、次年度にチームを減らす場合は、一番下のチームから抹消する。

7、同一クラブで２チーム以上登録の場合、レベル順により上位よりＡＢＣとする。上位チームの選手は出場することはできないが､上位チームに下位チームの選手が出場することができる｡ただし、各チームの選手登録の変更は２名以内とし、試合当日の受付まで認められる。

8、前期に上位チームに出場したメンバーは、後期において元のチームに戻る。

第 8 条≪昇部と降部≫

1、ブロックの優勝チームが１ランク昇部し、下位２チームが降部する。ただし各部の編成上の都合などにより、その実行が変則となる場合もある。

2、棄権の場合は、次期より降部する。

3、前のリーグに参加して、次のリーグに申込しない場合は降部する。

4、初めてリーグに登録する場合は、最下位ランクから出場する。

第 9 条≪成績の判定基準≫

1、リーグ戦最多勝のチームを優勝とする。

2、２チーム以上の勝敗が同一の場合は、そのブロック全試合のゲーム数、それも同一の場合はポイント勝率計算によって順位を決定する。

第 10 条≪王座戦≫

1、男女１部前期･後期優勝のＡ･Ｂブロックの上位２チームによる王座決定戦を実施する。

2、王座決定戦の男女優勝チームを表彰し、翌年度の全国選手権大会並びに全国スポーツ祭典の出場資格を与える。

3、競技方法は参加数により適宜決定する。

第 11 条≪賞　罰≫

1、優勝チームに、認定証と賞品を授与する。

2、エントリーにおける不正が認められた場合は、そのクラブ･チーム名を公表するとともに、次期リーグ戦の出場を許可しない。

第 12 条≪財　政≫

1、前期･後期とも、そのリーグ戦の申し込みの時に参加費を納める。

2、東京以外の他県の登録チームは、年間登録費として１チーム 1,000 円（後期登録は 500 円）を納める。

第 13 条≪運営と体制≫

1、リーグ委員会は、東京卓球協議会競技部のもとにリーグ戦に関する事項を執行する。

2、リーグ委員会は、リーグ戦の目的の遂行と競技の充実のため管理･運営を行う。また、本リーグに登録する者はすべてその活動の充実のために協力する。

3、リーグ委員会は、必要な時にチーム代表者（または代理）の出席を求める。

4、リーグ委員会は、リーグ運営に必要なリーグ細則を別途定める。

「東京卓球リーグ」細則

2021 年 11 月 29 日

1、当日、不慮のメンバー不足が生じた場合の処置について

1）対戦同士の挨拶の時点で４人以上いない場合は、その試合は棄権とみなし０－３の負けとする。ただし、３人で①、②番のみサービスゲームを行う。試合開始前の挨拶の時点で４人以上揃った時から正規の試合として認められる。

2）電車の事故による不可避的な遅刻の場合は連絡をとり、本部が認めた場合はできる範囲で対戦順序を変更して対応し、試合参加を保証する。ただし自家用車等における遅刻は認められない。

3）最後の試合の途中でも、出番を終えた者が退場することを認める。

2、オーダー交換とオーダーミスが生じた場合の処置について

1）オーダーはそれぞれのチームの代表者同士が同時に交換する。その時点でオーダーミスは発生する。

2）オーダーミスをしたチームは０－３の負けとなるが、対戦チームの合意があれば③番までサービスゲームを行うことができる。その場合、ミスオーダーを訂正して行う。

3、ユニフォームは上着に関しては揃えなくてはならない。ただし、着替え2着目以降は揃わなくても良い。しかし、試合当日やむをえない事情により揃わない場合は、本部に申し出て許可をもらうことができる。

4、2009年度から配布している加盟者用のゼッケンの着用を義務付ける。

1）本リーグの出場者は、東京卓球協議会が配布するゼッケンを着用しなければならない。

2）新規に登録したチームと既に登録しているチームに追加登録した人には、前期･後期の登録時にゼッケンを配布する。

3）忘れるまたは紛失した場合は、200 円で購入しなければならない。

5、不正行為に関する問題

1）非登録者をメンバーに加えるなどの不正を行なった場合は、どの範囲の人によってそのようなことが行なわれたかを判別することはできないので、そのチームメンバー全員の責任となる。

2）不正を行なったチームメンバーは、上位チームへ繰り上げることはできない。後期に新たに追加したメンバーのみ、上位チームに繰り上げて参加することができる。

3）リーグ規定の≪目的≫に照らして、不正行為はあってはならないものである。従って、各クラブ・チームにおいては、充分にフェアプレイについての意思統一を図ることが重要である。大会当日に明らかに不正と思われることがあった時は、誰でも正々堂々と指摘し、また本部に通知する。

6、参加費の納入について

参加費の納入により、初めて参加権が発生することを、改めて会員の確認事項とする。参加費は申込書の郵送と同時に郵便振替で収めることとする。